

公認会計士

租税法改正論点解説講座
高田講師レジュメ【第2版】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000519 189234

ES18923

租税法改正論点の概要

1、本試験における事業年度・課税期間

法人：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（法人税法・消費税法）

個人：平成 29 年分（所得税法・消費税法）

2、改正について

改正	試験範囲の改正	平成 29 年 6 月 21 日公表(最新)の内容は前年と変更なし。
	税制改正	下記の通り。

3、改正分野の概要（各税目ごと）

以下、主な税制改正点をピックアップしたものであり、詳細については 2018 年本試験向け論文テキストに記載されています。その旨ご了承のうえ、ご確認をお願いします。

・法人税法（(大規模法人)法人税率 23.4%のまま。）

(1) 減価償却

法	税制改正の内容
法令	営業権(無形固定資産)の償却計算の変更

【改正前】 5 年の均等償却→【改正後】 事業の用に供した事業年度においては月割計算。

$$\text{取得価額} \times \frac{\text{その事業年度の月数} (*)}{60}$$

(*)取得事業年度の場合には、取得日から事業年度終了の日までの期間の月数

(2) 特別償却及び特別控除

法	税制改正の内容
措法	① 特別償却及びその他の特別控除
	1) 中小企業者等の機械等(中小企業投資促進税制)
	2) 特定中小企業者等の経営改善設備(商業・サービス業活性化税制)
	3) 新設：中小企業者等の特定経営力向上設備等(中小企業経営強化税制)
	4) 新設：地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却及び特別控除(平成 29 年 7 月 31 日施行)
	② その他の特別控除
	1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合(雇用促進税制)
	2) 雇用者給与等支給額が増加した場合(所得拡大促進税制)

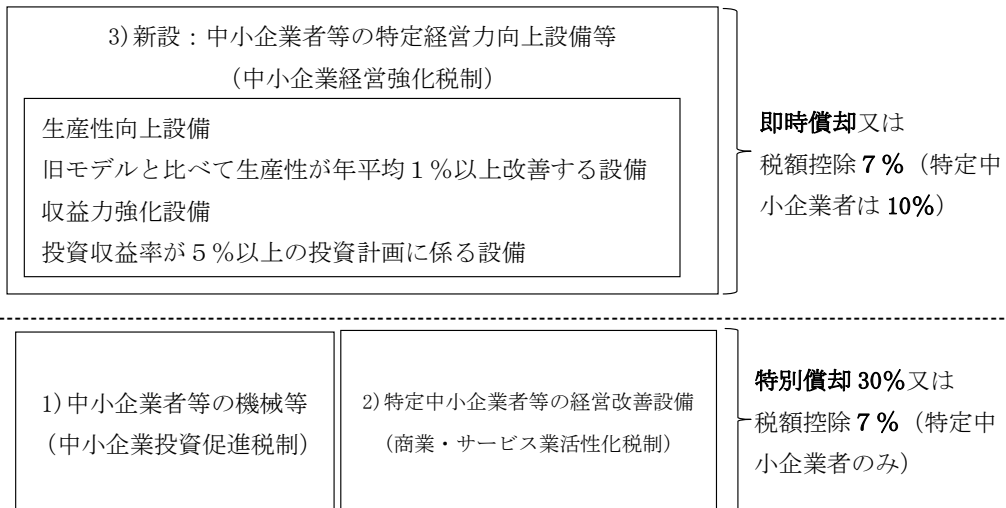
① 特別償却及びその他の特別控除

- 1) 中小企業者等の機械等(中小企業投資促進税制)
- 2) 特定中小企業者等の経営改善設備(商業・サービス業活性化税制)
- 3) 新設：中小企業者等の特定経営力向上設備等(中小企業経営強化税制)

：：：概要：：：

中小企業の「積極投資の促進」及び「生産性向上の支援」の観点から、1)中小企業者等の機械等(中小企業投資促進税制)(措法42の6)及び2)特定中小企業者等の経営改善設備(商業・サービス業活性化税制)(措法42の12の3)について、以下の改正が行われることとなった。

従来は、1)中小企業者等の機械等(中小企業投資促進税制)(措法42の6)において中小企業者等が「特定生産性向上設備等」を取得した場合の上乗せ措置が設けられていたが、3)中小企業者等の特定経営力向上設備等(中小企業経営強化税制)(措法42の12の4)として新設され、2)特定中小企業者等の経営改善設備(商業・サービス業活性化税制)(措法42の12の3)の上乗せ措置も含めて下図の様に整備された。



[機械装置等・ソフトウェア] [器具备品・建物附属設備等]

上記2)の特定中小企業者等が経営改善設備等を取得した場合（商業・サービス業活性化税制）

商業・サービス業等を営む中小企業者等の器具備品及び建物附属設備等への設備投資を促進するため、特別償却30%又は税額控除（資本金の額が3,000万円以下の特定中小企業者等※に限る。）の措置が設けられている。

※ この規定の対象となる「特定中小企業者等」は、経営改善指導助言書類の交付を受けた青色申告法人をいい、他の規定における特定中小企業者等（中小企業者等のうち資本金の額が3,000万円以下であるもの）とは多少異なることに留意すること。

上記3)の中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合（中小企業経営強化税制）

中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等が、新品の特定経営力向上設備等を事業の用に供した場合は、即時償却又は税額控除7%（特定中小企業者等の場合は10%）を選択適用できる。

この規定の対象となる「特定経営力向上設備等」である「生産性向上設備」及び「収益力強化設備」は、いずれも生産等設備を構成する次の資産で、一定規模のものをいう。

- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| ・機械装置（160万円以上） | ・工具類（30万円以上） | ・器具備品（30万円以上） |
| ・建物附属設備（60万円以上） | ・ソフトウェア（70万円以上） | |

税額基準額

上記の3税制において「法人税額の特別控除」を複数選択した場合には、これらの税額控除額の合計額も、法人税額の20%が上限となる。

4) 新設：地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合

(措法 42 の 11 の 2) (平成 29 年 7 月 31 日施行)

→これにより、地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別控除は『措法 42 の 11 の 3』になる

地域経済牽引する企業等が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために行う設備投資、事業拡大を支援するために、青色申告法人で、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業者（大規模法人・中小法人を問わない。）が、指定期間(平成29年7月31日から平成31年3月31日)内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）をし、又は製作もしくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）は、事業の用に供した事業年度において、その特定事業用機械等の償却限度額は、普通償却限度額と特別償却限度額との合計額とし、特別償却の適用を受けないときは、その事業年度の法人税の額から一定額を控除する。

適用対象資産

新品の機械装置、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物で1の計画に定められた施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のもの。

特別償却 40% (20%) 又は税額控除 4% (2%)

・ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(イ) 機械装置・器具及び備品：特別償却40%、税額控除 4%

(ロ) 建物・建物附属設備・構築物：特別償却20%、税額控除 2%

・ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円超の場合

(イ) 機械装置・器具及び備品

$100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ ：特別償却40%、税額控除 4%

(ロ) 建物・建物附属設備・構築物

$100\text{億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$ ：特別償却20%、税額控除 2%

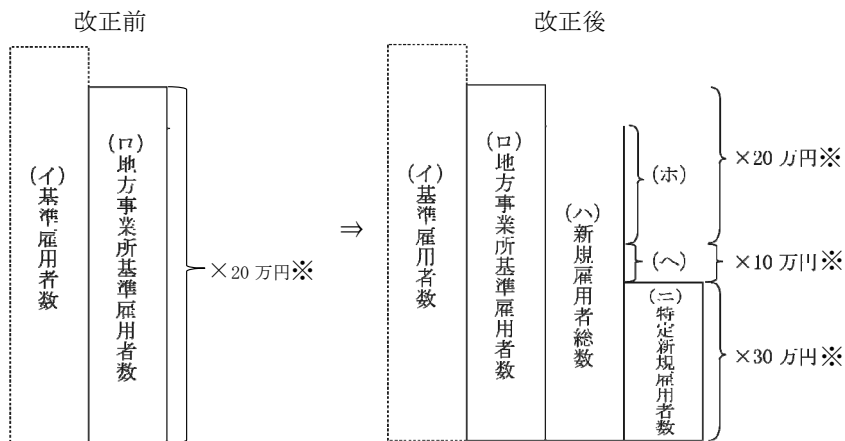
税額基準額

「法人税額の特別控除」を選択した場合には、法人税額の20%が上限となる。

② その他の特別控除

1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合（雇用促進税制）

「地方創生」のための施策として設けられた「地方拠点強化税制」であるが、東京一極集中の是正並びに地方活力向上地域における投資促進及び質の高い雇用促進等の観点から、地方拠点強化税制の特例（措法42の12②）において、地方活力向上地域の「特定業務施設」での新規雇用を正規雇用とすることへのインセンティブとして、地方事業所税額控除限度額の算定方法を見直すこととなった。



※ 基準雇用者割合 10%以上の場合は、それぞれの金額に 30 万円を加算した金額

(イ) 基準雇用者数

その事業年度終了の日における雇用者の数からその事業年度開始の日の前日における雇用者の数を減算した数（全社での雇用者の対前期増加数）

(ロ) 地方事業所基準雇用者数

その事業年度終了の日の特定業務施設における雇用者の数からその事業年度開始の日の前日の特定業務施設における雇用者の数を減算した数

(ハ) 新規雇用者総数

特定業務施設で新たに雇用された雇用者でその事業年度終了の日において特定業務施設で勤務する者の総数

(ニ) 特定新規雇用者数

地方事業所基準雇用者数のうち新たに正規雇用された雇用者でその事業年度終了の日において特定業務施設で勤務する者の数

(ホ) 40%相当数

新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の 40%相当数（1に満たない端数は切捨て。以下同じ。）に達するまでの数

(ヘ) 40%超相当数

新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の 40%相当数を超えた部分の数

設 例

次の資料により、税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当社は、X県で製造業を営む青色申告法人であり、当期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）末資本金の額3億円（設立以来異動なし。）である。また、当社は、平成29年4月1日において地域再生法に規定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けている。
- (2) 当社は、同整備計画に基づき、Y県に特定業務施設を新設することとなり、次の減価償却資産を取得した。

種 類	取得価額	当期償却費	事業供用日
事務所用建物	90,000,000円	1,000,000円	平成29年10月5日

※ 当該建物（法定耐用年数50年 定額法償却率0.020）は、同整備計画に記載されたものである。なお、当期において、租税特別措置法第42条の11の2《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する法人税額の特別控除の規定の適用を受けることとした。

- (3) 当期と前期における使用人（すべて一般被保険者に該当し、高齢雇用者については考慮しない。）の総数及びその使用人に対する給与と支給額の総額は、次のとおりである。なお、当社は、租税特別措置法第42条の12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する適用事業を行っており、前期及び当期において退職者は出ていない。

	期末使用人の総数	使用人に対する給与の支給総額
前期	100人	300,000,000円
当期	140人*	380,000,000円

* 前期比増加人数のうち35人は、上記(2)の事務所用建物において業務に従事する者である。また、そのうち15人は、本社からの転勤者であり、20人が特定業務施設における新規採用者（うち正社員11人）である。

- (4) 当社の当期の法人税額（別表一(一)②）は、68,000,000円である。

参考：「地方活力向上地域における特定建物等」の認定が平成29年4月1日以後の場合の税額控除割合は、「拡充型計画」4%、「移転型計画」7%。

解 答

〔減価償却〕～事務所用建物～

(1) 償却限度額

① 普通償却限度額

$$90,000,000 \text{ 円} \times 0.020 \times \frac{6}{12} = 900,000 \text{ 円}$$

(2) 償却超過額

$$1,000,000 \text{ 円} - (1) = 100,000 \text{ 円} \rightarrow \text{「事務所用建物減価償却超過額 (別表四 加・留)」}$$

〔法人税額の特別控除〕

1 地方活力向上地域における特定建物等を取得した場合 (拡充型)

(1) 税額控除限度額

$$90,000,000 \text{ 円} \times 4\% = 3,600,000 \text{ 円}$$

(2) 税額基準額

$$68,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 13,600,000 \text{ 円}$$

(3) (1) < (2) $\therefore 3,600,000 \text{ 円}$

2 特定の地域において雇用者の数が増加した場合

(1) 判定

① $140 \text{ 人} - 100 \text{ 人} = 40 \text{ 人} \geq 5 \text{ 人}$

② $\frac{40 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} \geq 10\%$

③ $380,000,000 \text{ 円} \geq 300,000,000 \text{ 円} + 300,000,000 \text{ 円} \times \frac{40 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} \times 30\% (= 336,000,000 \text{ 円})$

\therefore 適用あり。

(2) 原則

① 税額控除限度額

$$400,000 \text{ 円} \times (40 - 35) \text{ 人} = 2,000,000 \text{ 円}$$

② 税額基準額

$$68,000,000 \text{ 円} \times 10\% = 6,800,000 \text{ 円}$$

③ ① < ② $\therefore 2,000,000 \text{ 円}$

(3) 特例 (拡充部分)

① 税額控除限度額

(イ) $600,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 人} = 6,600,000 \text{ 円}$

(ロ) $500,000 \text{ 円} \times \{ (35 \text{ 人} - 20 \text{ 人}) + 8 \text{ 人}^{\ast} \} = 11,500,000 \text{ 円}$

$\ast 20 \text{ 人} - 11 \text{ 人} = 9 \text{ 人} > 20 \text{ 人} \times 40\% = 8 \text{ 人} \therefore 8 \text{ 人}$

(ハ) $400,000 \text{ 円} \times \{ (20 \text{ 人} - 11 \text{ 人}) - 8 \text{ 人}^{\ast} \} = 400,000 \text{ 円}$

(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 18,500,000 円

② 税額基準額

$$68,000,000円 \times 30\% - 1(3) - (2)③ = 14,800,000円$$

③ ① < ② ∴ 14,800,000円

(4) (2)+(3)=16,800,000円

3 1(3)+2(4)=20,400,000円 → 「法人税額の特別控除額（別表一（一）」

2) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（所得拡大促進税制）

積極的な賃上げを行う企業への支援強化、特に中小企業の賃上げに対するインセンティブ強化の観点から、以下の改正が行われることとなった。

適用要件

改正前		中小企業者等以外	中小企業者等
①	$\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq 4\% \text{ (中小3\%)}$	$\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq 5\% \text{ (中小3\%)}$	変更なし。
②	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額	変更なし。	変更なし。
③	平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額	$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$	変更なし。

特別控除額

	中小企業者等以外	中小企業者等
$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} < 2\%$	適用なし。	従来どおり 雇用者給与等支給増加額 $\times 10\%$
$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\%$ + 比較給与等増加額 $\times 2\%$	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\%$ + 比較給与等増加額 $\times 12\%$

※ 雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額

設 例

次の資料により、当社の当期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の法人税額の特別控除額を求めなさい。

- (1) 当社は、卸売業を営む資本金3億円（設立以来異動なし。）の青色申告法人である。
 (2) 当社が雇用者に対して支給した給与の額は、以下のとおりである。

	雇用者給与等支給額	平均給与等支給額
平 24. 4/1～平 25. 3/31	779, 440, 000 円	378, 220 円
平 25. 4/1～平 26. 3/31	778, 650, 000 円	377, 350 円
⋮		
平 27. 4/1～平 28. 3/31	799, 130, 000 円	378, 734 円
平 28. 4/1～平 29. 3/31	800, 748, 000 円	377, 150 円
当 期	818, 640, 000 円	385, 250 円

- (3) 当期の法人税額（別表一(一)②）は100,000,000円であり、雇用者数増加の特別控除については、考慮不要とする。

解 答

〔雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除額〕

- (1) 判定

$$\textcircled{1} \frac{818,640,000\text{円} - 779,440,000\text{円} (=39,200,000\text{円})}{779,440,000\text{円}} = 0.0502\cdots \geq 5\%$$

$$\textcircled{2} 818,640,000\text{円} \geq 800,748,000\text{円}$$

$$\textcircled{3} \frac{385,250\text{円} - 377,150\text{円}}{377,150\text{円}} = 0.0214\cdots \geq 2\% \quad \therefore \text{適用あり。}$$

- (2) 特別控除限度額

$$39,200,000\text{円} \times 10\% + 17,892,000\text{円}^* \times 2\% = 4,277,840\text{円}$$

$$\text{※ } 39,200,000\text{円} > 818,640,000\text{円} - 800,748,000\text{円} (=17,892,000\text{円})$$

$\therefore 17,892,000\text{円}$

- (3) 税額基準額

$$100,000,000\text{円} \times 10\% = 10,000,000\text{円}$$

- (4) (2) < (3) $\therefore 4,277,840\text{円}$

(3) 試験研究費の特別控除

法	税制改正の内容
措法	試験研究費の特別控除 <ul style="list-style-type: none"> ・ 範囲に新たな役務の開発の試験研究（例：A I（人工知能）等の開発等）が追加。 ・ 計算内容のほとんどが改正。 ・ 増加型の廃止。高水準型のみ。ただし、計算内容に変更あり。

：：：概要：：：

我が国の経済成長・国際競争力の強化に資する研究開発投資を増加させるためのインセンティブとして、研究開発税制について、次の見直しが行われた。

- ・ A I やビッグデータ等の活用による高付加価値サービスの開発に係る費用が、新たに試験研究費の額の対象とされた。
- ・ 総額に係る特別控除は、当期の試験研究費割合に応じた控除割合により特別控除額を計算していたが、試験研究費の増減率に応じた控除割合により計算されることとなった。
- ・ 「増加した場合」の特別控除が廃止され、「平均売上金額の10%超の場合」の適用期限は延長された。
- ・ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、税額控除割合及び税額基準額の上限について上乗せ措置がある。

① 試験研究費の範囲

従来の試験研究費の定義は「製品の製造又は技術の改良、考案、発明に係る試験研究のために要する費用」であったが、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用」が追加された。

なお、「新たな役務の開発に係る試験研究」とは、次のようなものをいう。

- ・ センサー等を活用して、自動的に種々様々なデータを収集
- ・ 専門家が、A I 等の情報解析技術によってデータを分析
- ・ データの分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスを設計
- ・ 上記サービスの再現性の確認 等

試験研究に要する費用とは、上記の業務に係る原材料費・人件費・経費及び外注費・委託費であり、この場合の人件費は、情報解析専門家に係るものに限り、外注費・委託費は、上記業務に要する原材料費・人件費・経費に相当する部分に限る。

② 税額控除割合及び税額基準額

	増減試験研究費割合※1 (以下「 α 」とする。)	税額控除割合	税額基準額
総額に係る特別控除	5%超	{9% + (α - 5%) × 0.3} * ただし、上限10% (該当期間※2 は14%)	法人税額×25%※4 ※4 該当期間で試験研究費割合が10%を超える場合には、{25% + (試験研究費割合 - 10%) × 2} * ただし、35%を上限とする。
	△25%～5%	{9% + (5% - α) × 0.1} *	
	△25%未満	6%	
	比較試験研究費の額が0	8.5%	
中小企業者等	5%超	12%※3 ※3 該当期間の場合は、 {12% + (α - 5%) × 0.3} * ただし、上限17%	法人税額×25%※5 ※5 該当期間の場合には、35%
	5%以下	12%	法人税額×25%※4

* 小数点以下3位未満切捨て

※1 $\alpha = \frac{\text{当期試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$

※2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度

③ 平均売上金額の10%超の場合

従来は、「増加した場合」と「平均売上金額の10%超の場合」の選択適用であったが、「増加した場合」が廃止となったため、「平均売上金額の10%超の場合」が新たに租税特別措置法42条の4第7項として適用されることとなった。

ただし、上記②の※4又は※5の適用を受けることが可能な場合には、それらとの選択適用となる。

設 例

次の【資料】により、当期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の試験研究費の特別控除額を求めなさい。

【資料】

- (1) 当期試験研究費の額 43,200,000円

（すべて当期の損金の額に算入されるものであり、特別試験研究費に該当するものは含まれていない。）

- (2) 平均売上金額 400,000,000円

- (3) 比較試験研究費の額 36,000,000円

- (4) 当期に係る別表一(一)②の法人税額50,000,000円

なお、当社は、期末資本金の額3億円（設立以来異動なし。）の普通法人であり、設立以来毎期青色申告書により確定申告を行っている。

また、仮に、(1)の当期試験研究費の額が54,000,000円、(4)の法人税額が20,000,000円であった場合の特別控除額も求めなさい。

解 答

〔試験研究費の特別控除額〕

- (1) 当期試験研究費の額
43,200,000円

- (2) 試験研究費の総額に係る特別控除額

① 税額控除割合

- (イ) 増減試験研究費割合

$$\frac{43,200,000\text{円} - 36,000,000\text{円}}{36,000,000\text{円}} = 20\%$$

- (ロ) 税額控除割合

$$(イ) > 5\%$$

$$9\% + \{(20\% - 5\%) \times 0.3\} = 0.135 \rightarrow 13.5\% < 14\% \quad \therefore 13.5\%$$

② 税額控除限度額

$$(1) \times 13.5\% = 5,832,000\text{円}$$

③ 税額基準額

$$50,000,000\text{円} \times 25\% = 12,500,000\text{円}$$

$$\text{試験研究費割合} \frac{43,200,000\text{円}}{400,000,000\text{円}} = 0.108 > 10\%$$

- ④ ② < ③ $\therefore 5,832,000\text{円}$

- (3) 平均売上金額の10%超の場合の特別控除額

① 判定

$$(1) 43,200,000\text{円} > 400,000,000\text{円} \times 10\% \quad \therefore \text{適用あり。}$$

試験研究費割合は10%超であるが、25%で計算した税額基準額が税額控除限度額を上回っているため、税額基準額の上乗せ措置は選択しない。

② 税額控除限度額

$$(43,200,000 \text{ 円} - 400,000,000 \text{ 円} \times 10\%) \times \{(10.8\% - 10\%) \times 0.2\} \\ = 5,120 \text{ 円}$$

③ 税額基準額

$$50,000,000 \text{ 円} \times 10\% = 5,000,000 \text{ 円}$$

④ ② < ③ ∴ 5,120 円

(4) (2)+(3)=5,837,120 円 → 「試験研究費の特別控除額 (別表一(一))」

～当期試験研究費の額が 54,000,000 円、当期に係る法人税額が 20,000,000 円であった場合～

(1) 当期試験研究費の額

54,000,000 円

(2) 試験研究費の総額に係る特別控除額

① 税額控除割合

(イ) 増減試験研究費割合

$$\frac{54,000,000 \text{ 円} - 36,000,000 \text{ 円}}{36,000,000 \text{ 円}} = 50\%$$

(ロ) 税額控除割合

(イ) > 5%

$$9\% + (50\% - 5\%) \times 0.3 = 0.225 \rightarrow 22.5\% > 14\% \quad \therefore 14\%$$

② 税額控除限度額

(1) × 14% = 7,560,000 円

③ 税額基準額

20,000,000 円 × 25% + 20,000,000 円 × 7%※ = 6,400,000 円

試験研究費割合 $\frac{54,000,000 \text{ 円}}{400,000,000 \text{ 円}} = 0.135 > 10\%$

※ $\{(13.5\% - 10\%) \times 2\} = 7\% \leq 10\% \quad \therefore 7\%$

④ ② > ③ ∴ 6,400,000 円

(3) 平均売上金額の 10%超の場合の特別控除額

① 判定

(1) 54,000,000 円 > 400,000,000 円 × 10%

② 税額控除限度額

$$(54,000,000 \text{ 円} - 400,000,000 \text{ 円} \times 10\%) \times \{(13.5\% - 10\%) \times 0.2\} \\ = 98,000 \text{ 円}$$

(2)の上乗せ措置の方が有利であるため、適用なし。 ∴ 0

(4) (2)+(3)=6,400,000 円 → 「試験研究費の特別控除額 (別表一(一))」

試験研究費割合が 10%超である場合は、
 i (3)を適用した場合の税額控除限度額 (98,000 円)を確認する。
 ii (2)②税額控除限度額 ≤ 法人税額 × 25%ならば(3)を選択する。
 iii (2)②税額控除限度額 > 法人税額 × 25%ならば上乗せ措置による適用額の増加額 (20,000,000 × 7% = 1,400,000)を検討し、i との有利選択をする。

設 例

次の【資料】により、当期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の試験研究費の特別控除額を求めなさい。

【資料】

- (1) 当期試験研究費の額 45,000,000 円
 （すべて当期の損金の額に算入されるものであり、特別試験研究費に該当するものは含まれていない。）
- (2) 平均売上金額 400,000,000 円
- (3) 比較試験研究費の額 36,000,000 円
- (4) 当期に係る別表一(一)②の法人税額50,000,000 円

なお、当社は、期末資本金の額1億円（大法人による完全支配関係なし。）の普通法人であり、設立以来毎期青色申告書により確定申告を行っている。

解 答

中小企業者等

[試験研究費の特別控除額]

- (1) 当期試験研究費の額
45,000,000 円
- (2) 中小企業者等の特別控除額

① 税額控除割合

(イ) 増減試験研究費割合

$$\frac{45,000,000\text{円} - 36,000,000\text{円}}{36,000,000\text{円}} = 25\%$$

(ロ) 税額控除割合

(イ) > 5%

$$12\% + \{(25\% - 5\%) \times 0.3\} = 0.18 \rightarrow 18\% > 17\% \quad \therefore 17\%$$

② 税額控除限度額

$$(1) \times 17\% = 7,650,000 \text{ 円}$$

③ 税額基準額

$$50,000,000 \text{ 円} \times 25\% = 12,500,000 \text{ 円}$$

$$\text{試験研究費割合} \frac{45,000,000\text{円}}{400,000,000\text{円}} = 0.1125 > 10\%$$

④ ② < ③ $\therefore 7,650,000 \text{ 円}$

- (3) 平均売上金額の10%超の場合の特別控除額

① 判定

$$45,000,000 \text{ 円} > 400,000,000 \text{ 円} \times 10\% \quad \therefore \text{適用あり。}$$

試験研究費割合は10%超であるが、25%で計算した税額基準額が税額控除限度額を上回っているため、税額基準額の上乗せ措置は選択しない。

② 税額控除限度額

$$(45,000,000 \text{ 円} - 400,000,000 \text{ 円} \times 10\%) \times \{(11.25\% - 10\%) \times 0.2\} \\ = 12,500 \text{ 円}$$

③ 税額基準額

$$50,000,000 \text{ 円} \times 10\% = 5,000,000 \text{ 円}$$

④ ② < ③ \therefore 12,500 円

(4) (2)+(3)=7,662,500 円 \rightarrow 「試験研究費の特別控除額 (別表一(一))」

(4) 申告期限の延長

法	税制改正の内容
法法	確定申告書の申告期限の延長 ・会計監査人を置いている場合 かつ ・定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない状況にある場合。 →4月以内で税務署長が指定する期間の申告書の提出期限延長が認められる。 ただし、事業年度終了の日までに申請書提出の必要あり。 ※3月決算法人：平成30年3月期以後の申告書から適用可能。

上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるようにするために、「法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時株主総会が招集されない常況にあると認められるとき」は、4月以内で税務署長が指定する期間の申告書の提出期限の延長が認められることとなった。

なお、改正後の申告期限延長の特例を適用するためには、事業年度終了の日までに申請書を提出する必要があるため、3月末決算法人であれば、平成30年3月期以後の申告書から適用可能ということとなる。

(5) 圧縮記帳

法	税制改正の内容
措法	特定資産の買換えの圧縮記帳 ① 一号買換え：譲渡資産の内容。 ② 旧)九号買換え→新)七号買換え

(6) 繰越欠損金

法	税制改正の内容
法法	大規模法人の青色欠損金の控除限度額の引き下げ 欠損金控除前の所得の金額の60%相当額→55%相当額

(7) 役員給与

法	税制改正の内容
法 法 令	① 役員給与
	1) 定期同額給与 源泉徴収等後の金額が同額である定期給与の追加。
	2) 事前確定届出給与 所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与の追加。
	3) 利益連動給与→『業績連動給与』 ・算定指標に株価・売上高追加。 ・複数年等年度の指標を追加。 ・株式、新株予約権の確定した数を限度とするものを追加。 ・非同族会社の100%子会社が支給するものを追加。
	② 退職給与（平成29年10月1日以後）
退職給与のうち	各要件を満たす 場合に限り 損金算入。
1) 業績連動給与に該当するもの→上記①3)の対象。 2) 退職給与のうち新株予約権による給与→上記①2)3)の対象。	
	③ 新株予約権・譲渡制限付株式による給与 子会社の役員等を付与対象に追加。

① 役員給与

1) 定期同額給与

源泉徴収等後の金額が同額である定期給与の追加。

↓

各支給時期における支給額が同額又は各支給時期における支給額から源泉徴収がされる税、社会保険料等の額を控除した金額（手取額）が同額であるということ。

2) 事前確定届出給与

所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与の追加。

↓

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に(イ)確定した額の金銭、(ロ)確定した数の適格株式（出資を含む。）若しくは適格新株予約権又は(ハ)確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（(ロ)及び(ハ)は、平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用。定期同額給与及び業績連動給与を除く。以下、「事前確定給与」という。）で、原則として、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与をいう。

3) 利益連動給与→『業績連動給与』

- ・算定指標に株価・売上高追加。

利益の額その他利益に関する指標に基づく算定方法に“株式の市場価格の状況を示す指標”及び“売上高の状況を示す指標”が追加された。

- ・複数年度等の指標を追加。

職務執行期間開始日以後に終了する事業年度（翌期以後）の指標を用いることも可能。

- ・株式、新株予約権の確定した数を限度とするものを追加。

- ・非同族会社の100%子会社が支給するものを追加。

業績連動給与とは、同族会社に該当しない内国法人又は、同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係のある法人がその業務執行役員（業務を執行する役員として一定の者をいう。）に対して支給する給与で、次の要件を満たすもの（他の業務執行役員のすべてに対して次の要件を満たす業績連動給与に限る。）をいう。ただし、同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係のある法人においては、株主総会等の決議の手續について、同法人の完全支配関係のある法人の手續が付加される。

要件1) 経理要件

損金経理していることその他、給与見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理している場合も要件を満たす。

要件2) 対象範囲

業績連動給与。

ただし、金銭以外の資産が交付される場合は、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限る（平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合にはその支給）をする給与について適用。）。

要件3) 算定の基礎となる指標の範囲

その事業年度の利益の状況を示す指標のほかに、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。）で、有価証券報告書に記載されるものに限る。

また、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等の指標を用いることもできる。

要件4) 算定方法

金銭による給与は確定した額を、適格株式又は適格新株予約権による給与は確定した数（平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合にはその支給）をする給与について適用）を、それぞれ限度とする。

要件5) 手續期限

その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手續を経ており、その内容が遅滞なく有価証券報告書等に開示されて

いること。ただし、確定申告書の申告期限の延長の特例を受けている法人については、役員の職務の執行の開始日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとする。

要件6) 交付期限

上記3)の指標の数値が確定した後、1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。なお、適格株式又は適格新株予約権による給与は、指標の数値が確定した翌日から2ヶ月を経過する日までとする。

② 退職給与（平成29年10月1日以後）

- 1) 業績連動給与に該当するもの→業績連動給与の対象→各要件を満たす場合に限り損金算入
- 2) 退職給与のうち新株予約権による給与→事前確定届出給与・業績連動給与の対象
→各要件を満たす場合に限り損金算入

退職給与とは、内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した退職給与の額が、その役員の内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える金額が不相当に高額な部分として、損金不算入額となる。また、平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする退職給与の額で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち、業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額が損金不算入額となる。

③ 新株予約権・譲渡制限付株式による給与

1) 新株予約権による給与

内国法人が、個人から受ける役務の提供の対価として一定の新株予約権を発行したときは、その個人においてその役務の提供につき所得税法等に規定する給与等課税事由が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用する。

なお、その個人においてその役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、その役務の提供に係る費用の額は、その発行した内国法人の各事業年度の損金の額に算入しない。

また、平成29年10月1日以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする新株予約権による給与は、事前確定給与又は業績連動給与に係る要件を満たす場合に限り、損金の額に算入することが認められる。

個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定新株予約権が交付される場合も対象となる。

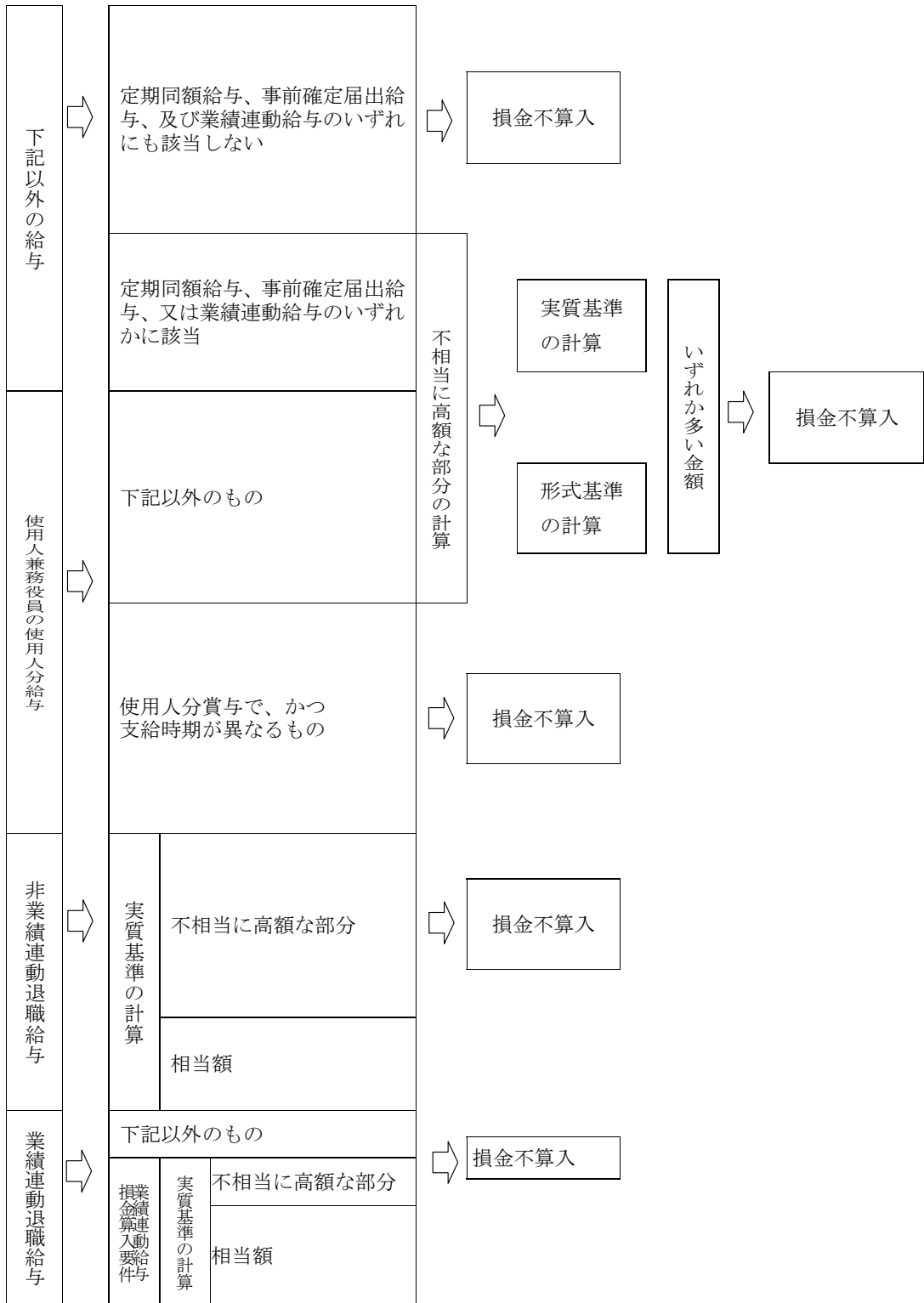
2) 譲渡制限付株式による給与

譲渡制限付株式を対価とする費用の損金算入時期は、「給与等課税事由が生じた日の属する事業年度」であるが、平成29年10月1日以後にその交付に係る決議（その決議がない場合には、その支

給)をする譲渡制限付株式を対価とする費用の損金算入時期は、「給与等課税額が生ずることが確定した日の属する事業年度」となる。「給与等課税額が生ずることが確定した日」とは、譲渡制限が解除されていなくても、無償で取得される可能性がなくなった場合には、その時点において権利が確定したといえるため、発行法人においてはそのなくなった日において役務の提供を受けたものとして損金の額に算入することとなる。

特定譲渡制限付株式の交付は、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定譲渡制限付株式が交付される場合に、その役務の提供を受ける法人とその発行した法人との間に特定の関係が無い場合を含む。

役員給与まとめ



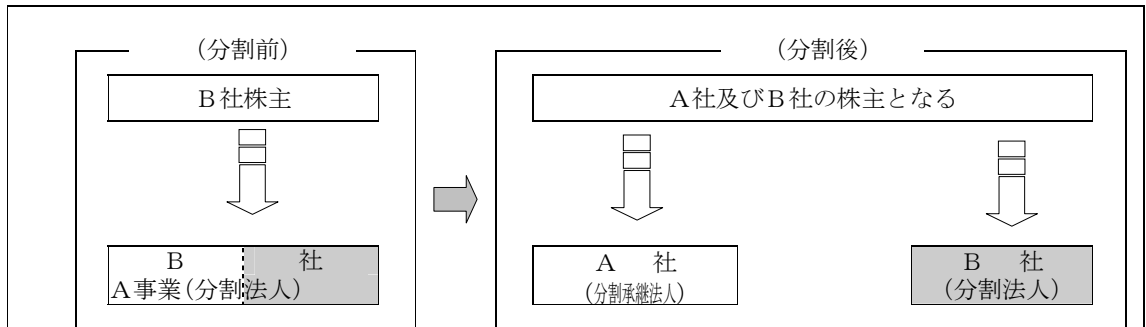
(8) 組織再編税制

法	税制改正の内容
税法 法令	<p>① 分割型分割によるスピノフ*が適格分割に該当 *スピノフとは、会社の一部門又は完全子会社を分離独立させ、新会社として事業を行うこと。</p> <p>② 現物分配→下記については『株式分配』という。 現物分配のうち完全子法人株式の発行済株式等の全部が移転するもの。</p> <p>③ 非適格合併等により生じた『資産調整勘定』『差額負債調整勘定』 非適格合併等があった日の属する事業年度の損金算入額は月割計算。</p> <p>④ スクイーズアウト*に係る改正(平成 29 年 10 月 1 日以降)</p> <p>1) スクイーズアウトとは、TOB(株式公開買い付け)により、対象会社株式の3分の2以上を取得した後で、少数株主から強制的に株式を取得し、交換会社を100%子会社化する行為。</p> <p>2) スクイーズアウト手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併・株式交換 ・全部取得条項付種類株式の端数処理 ・株式併合の端数処理 ・株式売渡請求による完全子法人化

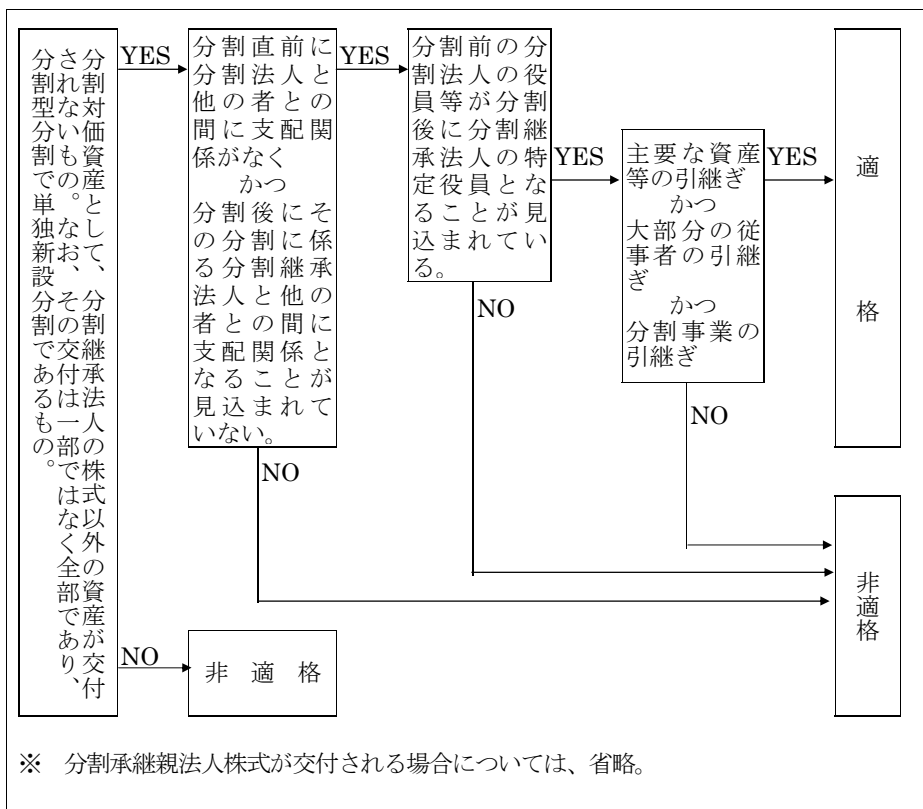
① 分割型分割によるスピノフが適格分割に該当

一の法人が分割法人となる分割型分割に係る分割法人の分割前に行う事業を分割により新たに設立する分割継承法人において独立して行うための分割のことをいう。ただし、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなされる分割は除く。

なお、ここでいうスピノフとは、会社の一部門を分離独立させ、新会社として事業を行うことをいう。



単独新設分割



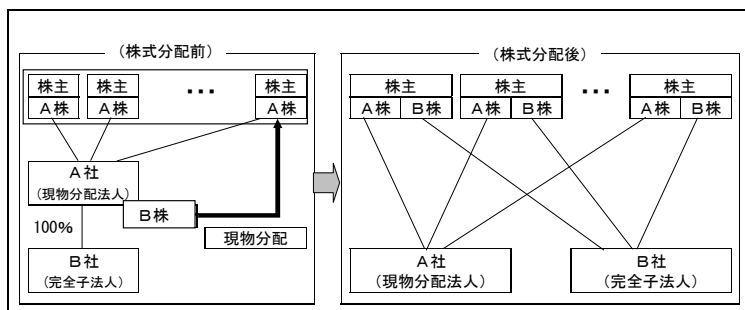
適格・非適格の判定

② 現物分配→下記については『株式分配』という。

1) 概要

現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」という。）のその発行済株式等の全部が移転するものを株式分配という。

なお、適格現物分配との重複を避けるため、その現物分配により完全子法人の発行済株式等の移転を受ける者が、その現物分配の直前においてその現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合におけるその現物分配を除く。

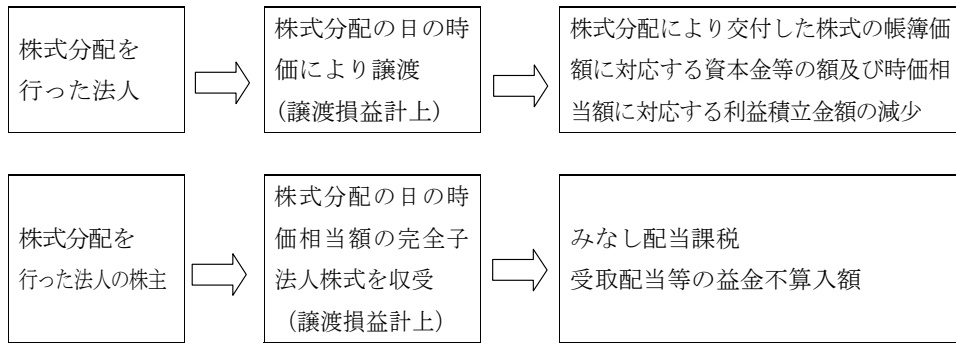


株式分配

2) 非適格株式分配

(イ) 取扱い

適格株式分配に該当しない株式分配の場合には、原則どおり、株式分配を行った法人において、完全子法人の株式の譲渡損益が計上される。この場合の譲渡損益の計上時期は、その株式分配の日となる。



※ 非適格株式分配のうち、金銭等不交付株式分配については、みなし配当は発生するが、譲渡損益は生じない。

〈資本金等の額から減算する額の算式〉

$$\begin{array}{l}
 \text{株式分配の直前の資本金等の額} \\
 \times \frac{\text{株式分配の直前の完全子法人の株式の帳簿価額}}{\text{株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額}} \\
 \text{)} \\
 \text{(小数点以下3位未満切上げ)}
 \end{array}$$

(注) 直前の資本金等の額が0以下である場合には上記算式の分数は0とし、直前の資本金等の額及び上記算式の分子の金額が0を超え、かつ、上記算式の分母の金額が0以下である場合には上記算式の分数は1とします。

また、上記算式の分子の金額が0以下である場合には、その分子の金額は0とする。

なお、株式分配により、その現物分配法人の株主等に交付した完全子法人株式とその他の資産の価額の合計額から、上記算式により計算した資本金等の額の減少額を減算した金額を利益積立金額から減算する。

(ロ) 非適格株式分配の例

現 物 分 配 法 人 (A社)	現物分配法人（A社）の株式分配前貸借対照表 (単位：円)																							
	完全子法人株式 (B社株式) 300 (含み益200)	負債 400	・発行済株式数：10株 ・一株当たりの時価純資産価額： 80円																					
上記以外の 資産 700	資本金等の額 400 利益積立金額 200																							
	↓																							
	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">資本金等の額</td> <td style="border: none;">200円</td> <td style="border: none;">/</td> <td style="border: none;">現金</td> <td style="border: none;">100円</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">利益積立金額</td> <td style="border: none;">400円</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">完全子法人株式 (B社株式)</td> <td style="border: none;">300円</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">譲渡益</td> <td style="border: none;">200円</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>			(資本金等の額	200円	/	現金	100円)		利益積立金額	400円		完全子法人株式 (B社株式)	300円						譲渡益	200円	
(資本金等の額	200円	/	現金	100円)																		
	利益積立金額	400円		完全子法人株式 (B社株式)	300円																			
				譲渡益	200円																			
	(注1) 資本金等の額 200円は、株式分配直前の資本金等の額 400円に、株式分配直前の簿価純資産価額 600円のうちに完全子法人株式（B社株式）の帳簿価額 300円の占める割合を乗じた金額。 (注2) 利益積立金額 400円は、株主に対して交付した完全子法人株式（B社株式）の時価 500円と現金 100円の合計額 600円から減少資本金等の額 200円を減算した金額。																							
完全子法人 (B社)	完全子法人（B社）の株式分配前後貸借対照表 (単位：円)																							
	資産 300 (含み益200)	資本金等の額 300																						

現物分配人(A社)の株主

〔例1〕 A社株式(帳簿価額@20円)を1株有する株主の場合

現金	10円	配当金	40円
B社株式	50円	A社株式	10円
		譲渡益	10円

配当金 40円

譲渡対価 20円

現金 10円	
B社株式 50円	
	譲渡益 10円
	A社株式 10円

〔例2〕 A社株式(帳簿価額@100円)を1株有する株主の場合

現金	10円	配当金	40円
B社株式	50円	A社株式	50円
譲渡損	30円		

配当金 40円

譲渡対価 20円

現金 10円	A社株式
B社株式 50円	譲渡損 30円

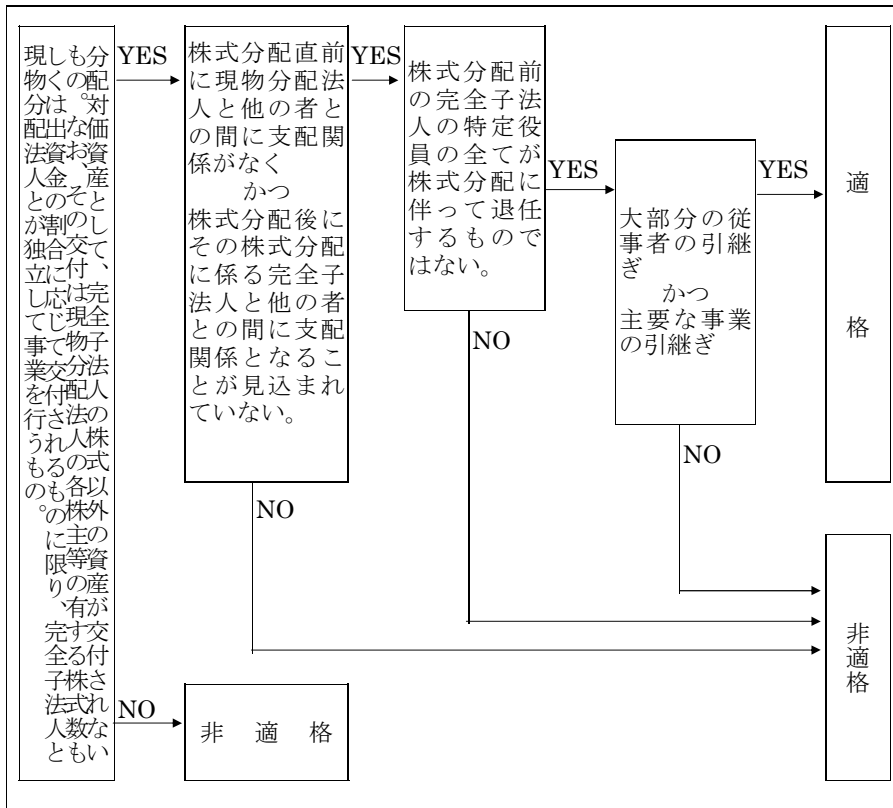
(注) A社株式の譲渡原価10円又は50円は、A社株式の帳簿価額20円又は100円に、現物分配法人の株式分配直前の簿価純資産価額600円のうちに完全子法人株式(B社株式)の帳簿価額300円の占める割合を乗じた金額。

3) 適格株式分配

適格株式分配とは、完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うため（スピノフ）の株式分配をいう。

具体的には、下記の要件の全てに該当する株式分配とされている。

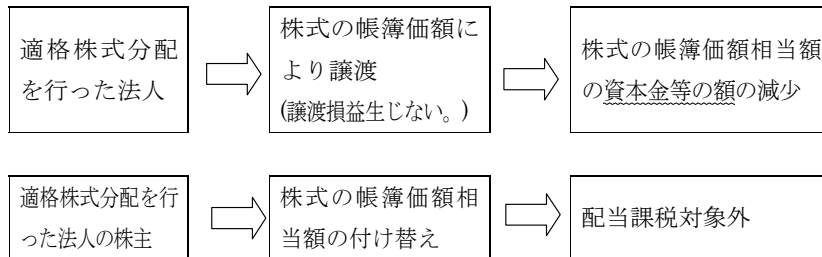
なお、ここでいうスピノフとは、完全子法人を分離独立させ、新会社として事業を行うことをいう。



適格・非適格の判定

(イ) 取扱い

適格株式分配の場合には、株式分配を行った法人の適格株式分配直前のその適格株式分配によりその株主等に交付した完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額を、資本金等の額から減算する。



(ロ) 適格株式分配の例

現物分配法人(A社)	現物分配法人(A社)の株式分配前貸借対照表 (単位:円)						
	<table border="1"> <tr> <td>完全子法人株式 300 (含み益200)</td> <td>負債 400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の 資産 700</td> <td>資本金等の額 400</td> </tr> <tr> <td>利益積立金額 200</td> </tr> </table>	完全子法人株式 300 (含み益200)	負債 400	上記以外の 資産 700	資本金等の額 400	利益積立金額 200	
完全子法人株式 300 (含み益200)	負債 400						
上記以外の 資産 700	資本金等の額 400						
	利益積立金額 200						
	↓						
	[資本金等の額 300円 / 完全子法人株式 (B社株式) 300円]						
	(注1) 資本金等の額300円は、株主に交付した完全子法人株式(B社株式)の帳簿価額に相当する金額						
完全子法人(B社)	完全子法人(B社)の株式分配前後貸借対照表 (単位:円)						
	<table border="1"> <tr> <td>資産 300 (含み益200)</td> <td>資本金等の額 300</td> </tr> </table>	資産 300 (含み益200)	資本金等の額 300				
資産 300 (含み益200)	資本金等の額 300						
現物分配法人(A社)の株主	[例1] A社株式(帳簿価額@20円)を1株有する株主の場合						
	[B社株式 10円 / A社株式 10円] 譲渡対価 10円 { B社株式 10円 A社株式 10円 }						
	[例2] A社株式(帳簿価額@100円)を1株有する株主の場合						
	[B社株式 50円 / A社株式 50円] 譲渡対価 50円 { B社株式 50円 A社株式 50円 }						
	(注) A社株式の譲渡原価10円又は50円は、A社株式の帳簿価額20円又は100円に、現物分配法人(A社)の株式分配直前の簿価純資産価額600円のうちに完全子法人株式(B社株式)の帳簿価額300円の占める割合を乗じた金額。						

③ 非適格合併等により生じた『資産調整勘定』『差額負債調整勘定』

【改正前】5年の均等償却

→【改正後】非適格合併等があった日の属する事業年度においては月割計算。

区 分	生ずる場合	損金の額又は益金の額に算入する金額
資産調整勘定	支払対価>時価純資産価額	$\frac{\text{資産調整勘定の当初計上額} \times \text{その事業年度の月数} (*)}{60}$ (*):非適格合併等の日の属する事業年度の場合には、非適格合併等の日から事業年度終了の日までの期間の月数
差額負債調整勘定	支払対価<時価純資産価額	$\frac{\text{差額負債調整勘定の当初計上額} \times \text{その事業年度の月数} (*)}{60}$ (*):非適格合併等の日の属する事業年度の場合には、非適格合併等の日から事業年度終了の日までの期間の月数

(注) 資産調整勘定の金額、退職給与負債調整勘定、短期重要負債調整勘定及び差額負債調整勘定は、会社経理しているかを問わず、損金の額又は益金の額に算入する。

④ スクイーズアウトに係る改正(平成29年10月1日以降)

1) 概要

スクイーズアウトとは、TOB(株式公開買い付け)により、対象会社株式の3分の2以上を取得した後で、少数株主から強制的に株式を取得し、対象会社を100%子会社化する行為をいう。スクイーズアウト手法である全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理、及び株式売渡請求による完全子法人化についても、組織再編税制の一環として位置付けられる。

2) 適格要件のうちの「株式以外の資産が交付されないもの」の例外

吸収合併及び株式交換の適格要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が、被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合には、例外として金銭等の交付について認められている。これにより、持株割合3分の2以上の会社については、少数株主に金銭等を交付しても、適格要件を満たすことになる。

スクイーズ アウト手法	概要	対象会社の課税関係	
		改正前	改正後
合併	合併の対価として買収会社が買収対象会社の株主に金銭等を交付し、少数株主を退出させる。	非適格（資産・負債の移転に伴う譲渡損益課税。）	適格要件を満たせば、課税の繰延べ。 発行済株式の 2 / 3 以上を有していれば、少数株主への金銭等の交付可能。
株式交換	株式交換の対価として買収会社が買収対象会社の株主に金銭等を交付し、少数株主を退出させる。	非適格（一定の資産に時価評価課税。）	
全部取得条項付種類株式	買収対象会社の既存の普通株式を全部取得条項付の種類株式に変更し、それを少数株主が端数になる種類株式を対価としての買収対象会社が取得する決議をし、少数株主に端数相当の金銭等を交付して退出させる。	課税なし	
株式併合	買収対象会社の少数株主の全員が1株未満となる株式併合を行い、少数株主に端数相当の金銭等を交付して退出させる。	課税なし	
株式売渡請求	買収対象会社の9割以上の議決権を有する株主（買収会社）が、対価の額等を定めて買収対象会社に通知し、取締役会承認等の手続を経て、買収対象会社の株主から金銭等を対価に、買収対象会社の株式を取得する。	課税なし	

・所得税法

(1) 各種所得

法	税制改正の内容
所法	<p>① 配当所得</p> <p>1) <u>株式分配</u>を配当所得の対象となる剰余金の配当又は利益の配当から除外。</p> <p>2) <u>適格株式分配</u>に該当しない<u>株式分配（非適格株式分配）</u>により、金銭その他の資産の交付を受けた場合の配当等とみなす金額の措置あり。</p>
所法 所令	<p>② 給与所得</p> <p>1) 給与収入 1,000 万円超える場合の給与所得控除額…220 万円に引き下げ。</p> <p>2) <u>譲渡制限付株式</u>による給与 特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式の範囲に役務提供を受けた法人以外の法人が交付した一定の株式が追加。</p>
措法 措法 措令	<p>③ 譲渡所得</p> <p>1) 一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例 <u>株式分配</u>により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、配当とみなされる部分の金額を除き、一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税。</p> <p>2) 特定口座内保管上場株式等に係る所得計算等の特例 特定口座に受け入れることが可能な上場株式等の範囲に、<u>株式分配</u>により取得する完全子法人株式又は出資が追加。</p>
措法	<p>④ 配当所得・譲渡所得(平成 29 年 10 月 1 日以後)</p> <p>非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設及び非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置（NISA）との選択適用。</p>

② 給与所得

- 1) 給与収入 1,000 万円超える場合の給与所得控除額…220 万円に引き下げ。

速算表（給与所得控除額）

収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40%（最低 65 万円）
180 万円超～ 360 万円以下	(収入金額－ 180 万円)×30%＋ 72 万円
360 万円超～ 660 万円以下	(収入金額－ 360 万円)×20%＋126 万円
660 万円超～1,000 万円以下	(収入金額－ 660 万円)×10%＋186 万円
1,000 万円超	220 万円

④ 配当所得・譲渡所得(平成 29 年 10 月 1 日以後)

非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設及び非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置 (NISA) との選択適用。

	非課税累積投資契約に係る非課税措置	従来の 非課税措置
毎年の 投資上限額	40 万円	120 万円 (平成 26・27 年は 100 万円)
非課税期間	20 年間	5 年間
口座開設期間	20 年間 (平成 30 年～平成 49 年)	10 年間 (平成 26 年～平成 35 年)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した <u>公募・上場株式投資信託</u> (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。)	上場株式・ 公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 <u>定期かつ継続的な方法</u> で投資	制限なし

(2) 損益通算…変更なし。

(3) 所得控除

法	税制改正の内容
措法	医療費控除 特定一般用医薬品等購入費の特例(セルフメディケーション税制) 従来の医療費控除の特例であり、要件を満たせば従来の医療費控除と有利選択。

① 計算フォーム

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
医療費控除	×××	(1) 原則 (従来の医療費控除…ここに変更なし。) (医療費の額－保険金等の額)－足切限度額*＝××× (最高 200 万円) * 課税標準の合計額×5%と10万円のいずれか小さい金額 (2) 特例 特定一般用医薬品等購入費－保険金等の額－12,000＝××× (最高 88,000 円) (3) 判定 (1)又は(2)のいずれか大きい金額

② 特定一般用医薬品等購入費の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の課税標準から控除する。

1) 適用要件

(イ) 一定の取組

次の検診等又は予防接種をいう。(医師の関与があるものに限る。)

特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診

(ロ) 一定のスイッチOTC医薬品(措法41⑰ニ 2項)

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいう(特定一般用医薬品等)。

(ハ) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

2) 控除額

(イ) (支出した医療費の額－保険金等の額)－足切限度額＝控除額 (最高 200 万円)
 (ロ) (特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等の額)－12,000円＝控除額 (最高 88,000 円)
 (イ)(ロ)のいずれか大きい金額

・消費税法

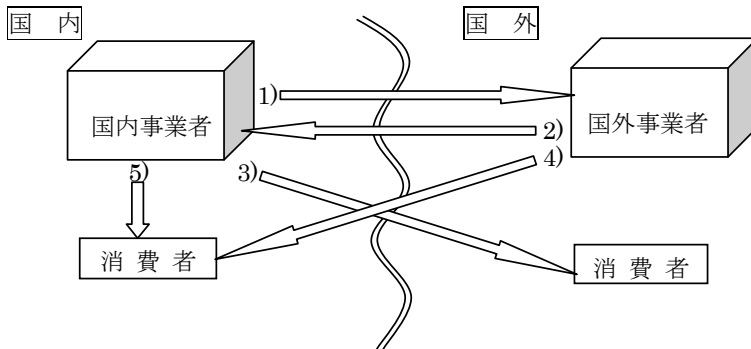
(1) 課税の対象

法	税制改正の内容
消法	① 仮想通貨に係る課税関係の見直し(平成 29 年 7 月 1 日以後) 【改正前】課税取引 → 【改正後】非課税取引…支払手段等の譲渡
	② 事業者向け電気通信利用役務の提供(リバースチャージ) 内外判定基準(平成 29 年 1 月 1 日以後)の国際課税原則の変更『総合主義→帰属主義』による改正。 前回:平成 27 年 10 月改正(H27 年改正) → 今回:平成 29 年 1 月(H28 年改正)

① 仮想通貨に係る課税関係の見直し(平成 29 年 7 月 1 日以後)

支払手段の譲渡は、手形の割引や両替の性格を有するものであることから、本来的には、対価性のない取引(課税対象外)と同様のものといえるため、課税売上割合の計算において、含めない。

② 事業者向け電気通信利用役務の提供(リバースチャージ)



電気通信利用役務の提供に係る課税関係				
取引	改正前	改正後		
		(平成 27 年 10 月 1 日以後)	(平成 29 年 1 月 1 日以後)	
1)	国内取引: 輸出免税取引の対象	国外取引: 不課税取引	国外取引: 不課税取引	
2)	国外取引: 不課税取引	国内取引: 課税取引 (リバースチャージ)	本店	国内取引: 課税取引 (リバースチャージ)
			国外支店	国外取引: 不課税取引
3)	国内取引: 輸出免税取引の対象	国外取引: 不課税取引	国外取引: 不課税取引	
4)	国外取引: 不課税取引	国内取引: 課税取引	国内取引: 課税取引	
5)	国内取引: 課税取引	国内取引: 課税取引	国内取引: 課税取引	

※ 国外事業者とは、法人税法第 2 条 4 号に規定する外国法人、及び所得税法第 2 条 1 項 5 号に規定する非居住者である個人事業者をいう。

さらに、平成29年1月1日以後に行われる特定仕入れについては、下記が適用される。

- (イ) 国内事業者が国外支店で受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、平成29年1月1日以後は、国外で行う資産の譲渡等にもよるものであれば、課税対象外になる。
- (ロ) 国外事業者が日本支店で受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、平成29年1月1日以後は、国内で行う資産の譲渡等にもよるものであれば、国内取引としてリバーチャージの対象となる。

・法人税法・所得税法・消費税法

(1) 納税地異動の届出書

【改正前】異動前及び異動後(変更前及び変更後)の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

↓

【改正後】異動前(変更前)の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

4、租税法の出題傾向（各税目ごと）

(1) 法人税法

税目	論点	理論							計算						
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法人税法	所得の金額の計算														
	益金の額	○		○										○	○
	損金の額			○										○	○
	受取配当等の益金不算入額		○	○					○	○	○	○	○	○	○
	短期所有株式等														○
	みなし配当					○			○		○			○	
	所得税額控除											○		○	○
	貸倒損失								○			○			○
	貸倒引当金							○	○			○			○
	繰延資産	○								○			○		
	減価償却								○	○	○	○	○	○	○
	特別償却・特別償却準備金														
	特別控除											○	○		
	リース取引											○		○	
	有価証券														○
	棚卸資産								○						
	評価損益						○						○		○
	外貨建資産等												○		
	デリバティブ取引														
	寄附金	○			○	○				○	○				
	租税公課						○		○	○	○	○	○	○	○
	不正行為等						○								
	交際費									○	○		○	○	○
	試験研究費											○			
	外国税額控除		○									○		○	
	外国子会社配当等の益金不算入額					○								○	
	海外取引													○	
圧縮記帳			○			○									
繰越欠損金														○	
同族会社													○		
留保金課税													○		

役員給与		○	○	○						○			○	○
税効果会計									○					○
ストック・オプション								○						
損益の帰属時期				○										
保険料				○										
借地権														
組織再編成税制							○							
グループ法人税制	○			○	○		○							○
信託税制						○								
外国法人の法人税							○							
別表五													○	
中小法人														○

: : : Memo : : :

(2) 所得税法

税目	論点	理論						計算								
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
所得税法	利子所得										○		○			
	配当所得	○		○						○				○	○	
	不動産所得			○						○	○					
	資産損失															
	事業所得			○								○		○	○	
	みなし譲渡・低額譲渡															
	資産損失				○											
	同一生計親族			○												
	給与所得	○					○		○	○	○	○	○	○	○	
	特定支出控除															
	ストック・オプション	○							○							
	退職所得				○			○				○				
	特定役員退職手当											○				
	山林所得															
	譲渡所得		○	○		○			○					○	○	○
	生活に通常必要ない資産損失		○													
	みなし譲渡・低額譲渡	○		○		○								○		
	国外転出する場合の譲渡所得							○								
	一時所得			○			○			○		○	○			○
	雑所得	○								○	○			○	○	○
	非課税所得						○									
	損益通算										○	○	○			
	生活に通常必要ない資産の特例															
	上場株式の特例													○		○
	損失の繰越控除															
	所得控除				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
	雑損控除				○											
	医療費控除							○	○	○				○	○	
社会保険料控除								○		○						
小規模企業共済等掛金控除											○					
生命保険料控除									○	○						
寄附金控除									○						○	

配偶者控除								○	○	○	○	○	○	○
配偶者特別控除														
扶養控除					○				○	○	○	○	○	○
基礎控除								○		○				
税額控除									○		○		○	○
配当控除									○		○	○	○	○
源泉徴収														○
税額計算・申告・納付・還付								○	○	○	○	○	○	○
青色申告														○
非居住者及び法人の納税義務														

: : : Memo : : :

(3) 消費税法

税目	論点	理論							計算						
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
		H23	H24	H25	H26	H27	H29	H28	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
消費税法	課税の対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	非課税取引								○	○	○	○	○	○	○
	国境を越えた役務の提供							○							
	納税義務者	○													
	課税標準		○				○		○	○	○	○	○	○	○
	低額譲渡		○												
	みなし譲渡						○						○		
	土地と建物の一括譲渡		○												○
	課税売上割合								○			○	○	○	○
	仕入税額控除		○						○	○	○	○	○	○	○
	全額控除													○	
	個別対応方式のみ									○				○	○
	一括比例配分方式のみ								○						
	有利選択										○	○	○	○	
	非課税資産の輸出											○			○
	調整対象固定資産 著しい変動														
	調整対象固定資産 転用											○			○
	棚卸資産に係る税額調整														
	売上対価の返還								○		○	○	○	○	
	貸倒れ								○		○	○			○
申告・納付								○	○	○	○	○	○	○	
中間申告														○	
簡易課税				○									○		

: : : Memo : : :

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2017 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

ES18923